

女性のニーズに寄り添った物資の支援（宮城県登米市）

東日本大震災後、登米市の避難所に暮らす女性を支援することを目的として平成 23 年 5 月に登米市男女共同参画条例策定委員会有志で結成された「宮城登米えがおねっと」は、同年 5 月、市内の避難所に避難している 430 名の女性を対象にニーズ調査を行った。調査に当たっては、特定非営利活動法人イコールネット仙台と登米市市民活動支援課の協力で、「パーソナルリクエスト票」という調査票を作成した。

「パーソナルリクエスト票」は 1 枚の用紙で、身長や体形、年代のほか、使用している化粧品や生理用品のメーカー、下着のサイズ等を記入してもらうこととした。中身が見えないようにリクエスト票を折って回収するつくりにして配布し、276 名から回答が得られた。パーソナルリクエスト票の配布・回収、データの整理は、市の担当職員が行ったほか、宮城登米えがおねっとが全国から物資を募る際も、市が後方支援していると情報を発信することで信頼が得られ、企業等から多くの物資が集まった。同団体では、大量の支援物資の中から、回答者一人一人のニーズに合うものを選び出し、基礎化粧品、メイクアップ用品、サイズに合った下着や生理用品、ハンドクリーム、裁縫箱などを合計 2 回にわたって配布した。

(4) 生活環境の整備

〔 取組指針 〕

- 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保したり、食事や保温等の生活面の配慮を行うこと。なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行うことが望ましい。
- 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えること。母乳を与えることができない、または不足する場合には、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整えた上で粉ミルクを使用すること。
- 女性や子どもに対する暴力を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮すること。
- 同性の支援者でないと相談しにくい悩みもあることから、男女両方の相談員を配置すること。ただし、災害によるストレスに関連したメンタルケアや健康問題等については、専門職と相談・調整を図りながら対応すること。その際、プライバシーが確保されたスペースで診察・相談等が行えるよう、個室やパーティション等を活用すること。
- 生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について、女性専用スペースや女性トイレにポスター等を掲示するなどにより周知すること。また、男性の悩みや困りごとに対応する相談窓口についても、人目に触れずに窓口の情報を得られるような工夫をしつつ、周知を行うこと。
- 男女共同参画センターは、平常時から行っている相談事業、情報提供事業、広報・啓発事業等に加え、地方公共団体の関係機関や地域の人材・団体との連携等を通じて、男女共同参画の視点からの情報提供や相談対応、男女共同参画に関する課題に取り組むボランティアの活動拠点等の被災者支援を行うことが考えられる。

- 子育てや介護等の家庭的責任を有する被災者の生活再建を支援するため、民間支援団体等と連携し、緊急対応として、場所を確保して子どもや高齢者の一時的な預かりを行うことも考えられる。
- 妊産婦や乳幼児のいる家庭は、避難所のハード面での問題や他の避難者との関係等から、被災した自宅や車中での生活を余儀なくされることもあることから、支援に当たっては、これらの被災者についても留意すること。

〔解説〕

災害時には、妊婦は流産・早産のほか、蛋白尿や体重増加、血圧上昇、むくみなどの妊婦高血圧症候群⁶、産婦は乳腺炎や膀胱炎、乳幼児は免疫や抵抗力が弱く、感染症にかかりやすいなど、一般の人に比べて健康リスクが高くなります。

妊産婦や乳幼児の心身の健康維持を図るため、避難者の健康状態を把握して、昼間でも横になれるように妊産婦等のための休養スペースを確保したり、栄養の確保と健康維持のために食事や保温等の生活面の配慮を行うことが必要です。妊産婦や乳幼児は、それぞれの時期や月齢等によっても差があることから、保健師による健康相談を行ったり、医師会や看護協会、助産師会等の専門職団体と連携して、個々人の状況を把握し、それらの情報をもとに、保健師が地域における母子の健康状況を把握・分析、健康課題に対応した母子保健対策の方針を立て、支援全体をコーディネートすることが望まれます。なお、看護師との連携については、病院等に勤務する看護師の協力を得られるよう、地域の医療機関等と事前に協議・調整しておくことが考えられます。

母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えることが必要です。ストレス等で一時的に母乳分泌が低下することもあります。母乳をあげているとまた出てくるようになるため、安心して授乳できるプライベートな空間を確保できるよう配慮します。

また、避難所で、知らない人が隣に寝ていて、身体を触られた、更衣室をのぞかれたなどの被害も発生しており、女性に対する暴力等が懸念されます。そのため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備したり、防犯ブザーを配布するなどの

⁶ 妊娠中（妊娠 20 週以降）に血圧が上昇する等の疾患をさす。重症の場合、けいれんなどを引き起こし、出産時の危険が大きい。予防としては、塩分を控える、適度に身体を動かす、カルシウムやカリウムを摂取する等の対策がある。

配慮が必要です。このほか、暴力禁止を謳うポスターの掲示や、自己防衛のためにもなるべく複数で行動するように避難者に対して呼びかけるなどして、配偶者からの暴力、性犯罪等に限らず、性的いやがらせ、セクシュアル・ハラスメントも含めて、女性に対する暴力の注意喚起を進めることが考えられます。

さらに、避難所で臨時の診療所を設置するなどして、健康問題等について診察・相談等を行う場合は、男女ともに相談しやすい、プライバシーが確保される環境とすることが必要です。

避難生活では、男女とも様々な不安や悩み、ストレスを抱えることが多くなります。女性専用の相談窓口のほか、男性専用の相談窓口を設け、男性が相談しやすい環境づくりを行うことが必要です。

また、過去の災害では、乳幼児のいる家族が子どもの泣き声で他の避難者に迷惑をかけるのではないかと気にして、避難所ではなく、自宅や車の中などで避難生活を送った世帯が多かったことが報告されています。避難所内において、妊産婦や乳幼児のいる家庭用のスペースを設けることや、在宅での避難を余儀なくされた者等に対しても、必要な物資や情報等が提供されるよう支援を行うことが必要です。

取組事例

助産師と協働した避難所の訪問相談（岩手県盛岡市）

特定非営利活動法人参画プランニング・いわては、もりおか女性センターの指定管理者で、東日本大震災以前から同センターにおいて女性の悩みや女性に対する暴力の相談を行っていた。

この経験をもとに、東日本大震災から2か月後にあたる平成23年5月10日から、女性のための相談「女性の心のケア ホットライン・いわて」を開始しこころのケアを実施した。これは、内閣府、岩手県、盛岡市・もりおか女性センター、社団法人日本助産師会岩手県支部、いわて生活協同組合と共同で行ったものである。

日本助産師会岩手県支部は、参画プランニング・いわてと平時からデートDVに関する取組を行っていたことから連携して各避難所を巡回し、血圧を測るなどの専門性を活かしながら女性たちから話を聴くことができた。また、助産師は避難所にいる女性たちのお産に関わったこともあり、顔見知りが多いこともあって話がはずんだ。このような取組は、平時よりネットワークがあったために可能となったものである。

支援物資の配布時に相談窓口の情報を周知（仙台市）

特定非営利活動法人ハーティ仙台は、東日本大震災以前から、主に配偶者からの暴力及び性暴力の被害女性をサポートする電話・面接相談や、離婚と配偶者からの暴力をテーマに当事者が話し合う場の運営、暴力被害に合った女性の避難所（シェルター）の運営等、様々な活動を行ってきた。

東日本大震災後、被災地の女性支援の活動を組織的にを行い、被災した女性と全国からの支援を結び付けるために、平成 23 年 5 月 4 日に、ハーティ仙台のメンバーを中心に「みやぎジョネット（みやぎ女性復興支援ネットワーク）」を立ち上げた。ハーティ仙台は、民間シェルターとして配偶者からの暴力や性暴力の被害者支援を行う性格上、事務所の所在地等を公開できないため、別組織としたものである。

みやぎジョネットは、被災した女性の支援のため、全国各地から送られてきた支援物資を車に積んで沿岸部の各避難所を訪問し、避難者へ配布した。その際、女性に対する暴力の防止や、相談窓口に関するパンフレット・カード等を手渡し、避難者へ情報提供を行った。女性個人に支援物資の下着等を配る際には、女性専用の相談窓口の電話番号が記載された広報カードを手渡すなどの工夫も行った。

4 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の提供と集会施設の設置・運営

〔取組指針〕

- 応急仮設住宅の計画・設計の段階において、意思決定の場に女性が参画すること。
- 応急仮設住宅の仕様及びその周辺の通路は、性別や年齢にかかわらず誰にとっても利用しやすいよう、バリアフリー仕様とすること。
- 応急仮設住宅の敷地内に、死角や暗い場所があると、女性や子どもに不安感を与え、女性に対する暴力等の発生も懸念されることから、屋外照明を設置するなど、安全に配慮すること。
- 応急仮設住宅における引きこもりが課題となりやすいことから、入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図れるように、食事会や健康づくり教室等に利用できる集会施設を設置するとともに、その運営を支援すること。特に、中高年男性の引きこもりが問題となることが多いことから、男性が参加しやすいプログラムを実施したり、男性だけの交流の場を設けること。

〔解説〕

応急仮設住宅の建設に当たっては、その計画・設計の段階から、女性が意思決定過程に参画することが必要です。阪神・淡路大震災後の応急仮設住宅建設時にも、また東日本大震災でも、台所が狭く料理がしにくい、住宅内に段差がある、風呂の浴槽の高さが高く浴室内に手すりがないために高齢者や障害者が入りにくいなどの指摘がありました。また、通路が舗装されておらず砂利道で、高齢者や障害者、子どもが危険という声もありました。応急仮設住宅の計画・設計の段階で女性も参画することで、生活者としての視点がより反映された住宅となることが考えられます。

また、応急仮設住宅の入居以降、居室に引きこもるなど孤立の問題が深刻化します。東日本大震災の被災地では、様々な地方公共団体や仮設住宅の自治会等において、生活支援員による声掛けやデイサービス、昼食会や各種趣味のための集ま

りを開催するなどの工夫が講じられています。しかし、一般的にこうした集まりの場には男性の参加が少ない傾向がみられます。このため、男性だけを対象としたイベントや「おやじの会」を開催したり、応急仮設住宅内にベンチや縁台を置くなど、気軽に話をしたり声を掛け合える交流の場を設けるなどの工夫が必要です。

＊ 応急仮設住宅チェックシートは、74 ページを参照。

取組事例

コミュニティケア型仮設住宅と住民の自主的運営（岩手県釜石市）

釜石市では、東日本大震災後、東京大学高齢社会総合研究機構の提案を受けてコミュニティケア型仮設住宅として平田第6 仮設団地を建設し、平成 23 年 8 月 10 日に完成した。

コミュニティケア型仮設住宅とは、コミュニティの形成により自然な見守りが発生し、バリアフリーが実現され、物を買う場、働く場、福祉の場、市街地等とつながる交通がある住環境のことである。

同団地の特徴としては、①高齢者や障害者向けの「ケアゾーン」を設定し、ウッドデッキで商店街やバス停までの移動をバリアフリー化したこと、②子育て世帯向けの「子育てゾーン」を設定したこと、③住棟を向かい合わせに配置し、コミュニティの形成を促進したこと、④仮設の「まち」という構想のもと、総合相談・デイサービス・地域交流等の機能を有する「サポートセンター」や、診療所、店舗等、生活に必要な機能を一体的に整備したことなどがあげられる。

入居後は、仮設住宅に多くの世帯が暮らす中で、ごみ捨ての問題や駐車場の使い方など、入居者同士の生活上のルール作りの必要性が生じてきた。さらに、仮設住宅の環境整備等について行政に要望するためにも、入居者自身が住民で組織する自治会が必要だと感じ、同年 11 月に「平田第 6 仮設団地自治会」が立ち上がった。第 1 期の自治会役員は全員男性であったが、第 3 期目は、14 名中 4 名が女性で、うち子育て中の女性が 2 名参画するなど、徐々に女性の参画が進み、子育て世代のニーズ等を把握できるようになってきた。

また、仮設団地内で「世話をするひと」、「世話をされるひと」を固定せず、全員参加で支え合うことを目指して、役員の任期はあえて半年（2 期まで再任可）としている。これにより、自治会役員経験者が増え、住民の自治会への主体的な参加が促進された。役員にはなくても、イベントでは積極的手伝いをしてくれるなど、入居者自らが自分のできる役割を見つけて、支援を受けるだけでなく、支援をする側にも立っている。こうした仕組みづくりは、自治会運営への女性の積極的な参画の促進にもつながっている。

仮設住宅集会所内に地域サポートセンターを設置（宮城県山元町）

宮城県山元町では、県の地域支え合い体制づくり助成事業補助金を活用して、介護保険の対象とならない中高年齢者の閉じこもりや身体機能の低下を防止し、心身ともに安心して暮らせることを目的として、地域サポートセンターを設立することとした。

平成 23 年 6 月に保健師、介護支援専門員、栄養士、社会福祉士、作業療法士の計 5 名（全員女性）をメンバーとした「サポートセンター（被災者支援）設置検討会」を設置し、それまで避難所や仮設住宅における保健活動の中で把握していた住民のニーズを取り入れながら、建物の設計も含めて、事業内容を検討した。その後、庁内での検討を経て、①訪問事業、②健康相談会、③配食サービス事業、④サロン事業を行うこととし、同年 10 月に中山熊野堂仮設住宅集会所に併設する形で地域サポートセンターを開設した。

仮設住宅の入居者から介護保険の新規申請が増える中で、同センターの利用者には、開設から一年を経た時点でも介護保険の新規申請者がいないことは、住民同士の交流や健康増進等を目的としたこれまでの活動の一つの成果と考えられる。

ただし、男性は女性と比べて、あらゆるイベントへの参加率が低く、配食サービスやサロン事業の利用も少ない傾向にある（平成 24 年 12 月時点の利用登録者は、それぞれ 37 名（男性 5 名、女性 32 名）、45 名（男性 5 名、女性 40 名））。今後は、「男性の居場所」を作ることが課題と考え、農作業ができる場所等を検討している。

(2) 応急仮設住宅の運営管理

〔 取組指針 〕

- 応急仮設住宅の入居者名簿は、男女の置かれている状況等を把握するため、世帯単位とともに個人単位でも把握し、作成すること。記入項目としては、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示・非開示等が考えられる。入居者の個人情報の取扱い及び管理には十分注意すること。
- 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置すること。
- 応急仮設住宅団地を設置した場合には、自治会等の育成を図り、自治会長や副会長等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画するようにすること。
- 自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえ、団地での生活のルールづくりをすること。

〔 解説 〕

仮設住宅の入居者名簿については、避難者名簿と同様に、入居者のおかれた状況が多岐にわたることをふまえて、支援の必要性の有無や、外部からの問合せに対する情報の開示・非開示について記入してもらうことが考えられます。また、入居者に対して、効果的かつ適切な支援を実施することを目的として、民間支援団体を含む外部機関に個人情報を開示することが必要な場合があることから、地方公共団体においては、名簿の取扱いについて平常時から検討しておくことが考えられます。

東日本大震災においては、仮設住宅における自治組織の責任者の多くが男性で、女性が主体的にコミュニティ運営に関わっている例が少ないことが報告されています。子育て家庭、高齢者、障害者等、様々な生活者の視点を反映させるためにも、自治組織への女性の参画や、自治会等によるコミュニティ運営に女性の参画を促進することが必要です。

＊ 応急仮設住宅チェックシートは、74 ページを参照。

仮設住宅での女性の管理人の活躍（福島県飯舘村）

飯舘村は、東日本大震災で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、平成 23 年 4 月 22 日に全村避難となり、住民の多くは福島市や川俣町など、飯舘村から近い地域に移転し、仮設住宅 9 施設のほか、公的宿舎や借り上げ住宅などに入居することとなった。

村では、仮設住宅では入居者の世話役となる管理人が必要になると考え、平成 23 年 6 月より緊急雇用創出事業の震災枠を活用して、仮設住宅の管理人を雇用した。想定される仕事の内容から、村長や生活支援対策課などで協議した結果、女性が適任であろうということになり、以前から地域で活躍し、リーダーシップを発揮していた女性に声をかけた。その結果、仮設住宅 9 施設のうち、比較的小規模なところは複数の施設を 1 人で兼務することとして、合計 7 名の 50～60 歳代の管理人を雇用した。

管理人業務の主な内容は、入居者の受け入れ、生活物資の配給や手配等の調整、入居者の安否確認等の生活全般のサポート、イベントやボランティア受け入れの調整等である。自治会が組織された後は、自治会の会長、副会長、班長等と連携をとり、役割分担をしながら、仮設住宅の運営にあたっている。

仮設住宅で活躍する女性の管理人は、特に閉じこもりがちな高齢者等には頻繁に声をかけたり、裁縫教室や一閑張りのような趣味の活動と一緒にするなど、それぞれに独自の工夫をしている。例えば、松川仮設第一住宅では、「までい着」という飯舘村独自の着物作りを行うことにして、それを得意とする高齢の女性に講師役となってもらうことで、その方自身だけでなく他の入居者の生きがいを創出している。旧明治小仮設住宅では、管理人がいすと机だけの集会所では高齢者は集まりにくいということに気づき、空室となっていた大家族向けの仮設住戸を改修して、畳の部屋の集会所を作るように村に要望し、実現させた。ここでは、2 部屋に分かれていた住戸内部をつなげて広い畳敷きの部屋とし、定期的に会合を開催して、仮設住宅に入居する高齢者に憩いの場を提供している。



畳の集会所（にここ集会所）の外観と内部

(3) 入居者の生活支援・自立支援

〔 取組指針 〕

- アルコール依存や睡眠障害、心身の不調等、心身の健康については男女で異なる影響も報告されていることから、応急仮設住宅や民間賃貸住宅を活用したみなし仮設住宅（以下「みなし仮設住宅」という。）の入居者に対し、男女両方の生活支援員等が巡回訪問等を行い、問題の把握及び解決に努めること。なお、行政による生活支援には限界があることから、民間支援団体等と積極的に連携を図ること。
- みなし仮設住宅については、一人暮らしの高齢の女性等が多く入居する傾向にあり、応急仮設住宅よりも孤立しやすいことから、特に留意して支援を実施すること。
- 自治会や民間支援団体等と連携し、応急仮設住宅内の集会施設や交流スペース、地域の公民館や男女共同参画センター等を活用した、女性の健康づくりや生きがいづくり、男性向けの料理教室、乳幼児の親子の集い等の催しを開催すること。
- 災害後は、女性の求職者数が比較的多い職種で求人倍率が低いなど、雇用のミスマッチが課題となることから、応急仮設住宅の集会施設において、ハローワークと連携した就職支援等を行うことも考えられる。
- 応急仮設住宅団地等においては、入居者の日常生活の利便性の向上及び買物の支援、通院や育児・介護等の送り迎えの支援等の観点から、移動販売、買い物支援、移動支援、保育所への送迎、移動図書館等の工夫を行うこと。
- 生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知すること。
- 固定的性別役割分担意識等が男性にもたらす重圧や、他人に弱音を吐くことを避ける傾向にある男性の精神面での孤立が課題となってくることから、男性に対する相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法を工夫すること。
- 男女共同参画センターは、平常時から行っている相談事業、情報提供事業、広報・啓発事業等に加え、地方公共団体の関係機関や地域の人材・団体との連

携等を通じて、男女共同参画の視点からの情報提供や相談対応、男女共同参画に関する課題に取り組むボランティアの活動拠点等の被災者支援を行うことが考えられる。

- 子育てや介護等の家庭的責任を有する被災者の生活再建を支援するため、民間支援団体等と連携し、緊急対応として、応急仮設住宅の集会施設や周辺施設において子どもや高齢者の一時的な預かりを行うことも考えられる。
- 妊産婦や乳幼児のいる家庭は、応急仮設住宅のハード面での問題や他の避難者との関係等から、応急仮設住宅以外での生活を余儀なくされることもあることから、支援に当たっては、これらの被災者についても留意すること。

〔解説〕

応急仮設住宅や民間賃貸住宅を活用したみなし仮設住宅の生活への移行に伴い、部屋に閉じこもりがちになる、それまで健康だった高齢者が要介護状態に陥る、アルコール依存や配偶者からの暴力、児童虐待が発生するなど様々な問題が外から見えにくくなるなど、入居者の孤立や様々な問題が潜在化するという課題が生じます。このため、生活支援員等による戸別訪問等を行い、入居者が抱える問題やニーズの把握及びその解決に努めることが必要です。

専門的な支援が必要な場合は、専門機関につなぐことが重要です。例えば、仮設住宅での被害の増加や潜在化が懸念される配偶者からの暴力については、男女共同参画センター職員や民間支援団体との連携による被害の早期発見や、支援機関等の情報提供、相談、必要に応じて緊急一時保護や転居（世帯分離）等、迅速に対応できる体制を整備しておくことが考えられます。仮設住宅の管理人や自治会のリーダー等に対する、女性に対する暴力等に関する啓発も考えられます。

女性は、平常時においてもパートタイマーなど非正規雇用の割合が相対的に高いため、正規雇用に比べて、災害の影響による解雇リスクが高まります。このため、企業に対して、災害後も可能な限り雇用を継続するよう要請するとともに、女性への就労支援として、ハローワークと連携した就職支援や、面接や履歴書作成への助言、緊急雇用事業における女性の採用促進等を行うことが考えられます。また、復興基金を活用した女性向けの起業研修やセミナーの開催、コミュニティビジネスの立ち上げ支援なども考えられます。

応急仮設住宅団地における生活支援として、市街地から離れて立地している場合

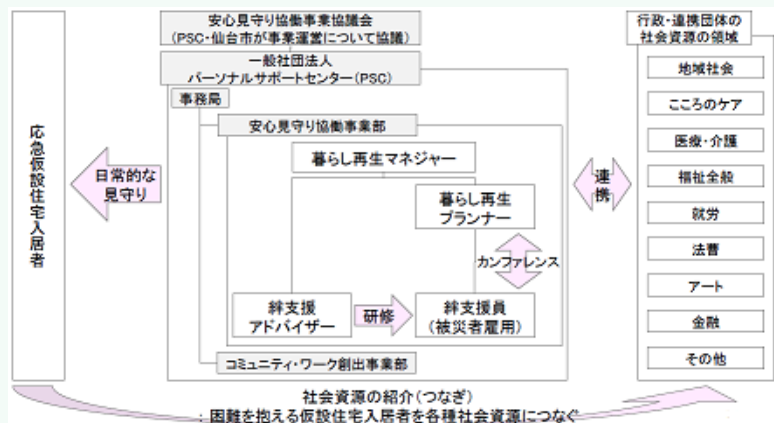
などは、買い物などの日常生活に支障をきたすケースもあります。そこで、特に自家用車等移動手段がない高齢者や障害者、子育て家庭等の入居者の日常生活の利便性の向上及び買い物の支援という観点から、移動販売や仮設の商業施設の設置、仮設住宅敷地内や近隣への路線バスのバス停の新設、便数の増発などを工夫することも必要です。

また、入居者に対する子育て支援として、仮設住宅団地やその周辺において保育施設等が十分確保されていない場合は保育所への送迎の実施や、移動図書館などの工夫が必要です。

取組事例

入居者の見守りと生活支援（仙台市）

一般社団法人パーソナルサポートセンターは、仙台市から委託され、平成 23 年 6 月から「安心見守り協働事業」を行っている。緊急雇用創出事業を活用して、「絆支援員」として被災者を雇用し（平成 25 年 2 月時点で 47 名）、市内のプレハブ仮設住宅やみなし仮設住宅を訪問して入居者の話し相手となり、様々な相談に応じている。



安心見守り協働事業の概要

絆支援員は「震災と人権」「DV と児童虐待」といった男女共同参画の視点を含む講義を始めとして、支援員として必要な基礎知識を学ぶ研修を 10 日程度受講した後、毎日のように仮設住宅へ行き、「こんにちは」「お変わりありませんか」「よく眠れましたか」などと声かけをする。イベントの案内や、夏場は熱中症の予防、冬場は水道凍結を防ぐためのアドバイス等を行うこともある。入居者との普段の何気ない会話から、健康状態や住宅の不具合を聞いたり、経済面、介護や子育て、精神状態等、入居者からの多岐にわたる悩み事・心配事の相談にのっている。

絆支援員は、原則として男女ペアで巡回している。複数で巡回することで危険を回避する目的もあるが、男女それぞれのニーズを拾うという点でもメリットがある。また、男性一人暮らしの所に女性一人では訪問しない、女性一人暮らしのところへは女性支援員が訪問するといった配慮も行っている。

入居者から相談や困っていることを聞いた絆支援員は、センターで雇用している福祉分野

の専門家でもある暮らし再生プランナーに相談し、問題を解決するための専門機関を紹介したり、関連団体のスタッフと連携して支援を行う仕組みとなっている。これまで、保健師や地域包括支援センターのスタッフとの連携、部屋で倒れていた人を発見して救急車を呼び病院に同行する、センターで実施している就労支援相談窓口へつなぐなど、被災者に寄り添ったきめ細かな支援を行っている。

取組事例

仮設住宅での男性向けの健康教室（宮城県石巻市）

石巻市では、平成 24 年 7 月より、大橋地区の仮設住宅に入居している男性を対象として、健康づくりと交流を目的とした健康教室「大橋メンズクラブ」を開催している。「健康づくり」を前面に出しつつ、仮設住宅の中で懸念される閉じこもりや自殺、孤独死、ストレスや寂しさ等から来るアルコール依存等を防ぐことを目的としている。

健康教室のプログラム内容については参加者の意見を聞き、一緒に作成していった。市の保健師や栄養士が運動や調理実習等の提案をしたところ、参加者より「どれもやりたい」という声上がり、月 1 回ずつ 6 回の講座を開催することとなった。講座の内容は、「お酒と上手に付き合うには」「生活習慣病予防」「お口の健康」などの健康講話、調理実習・試食、運動、健康相談、血圧測定・体重測定等である。プログラムを重ねる中で、参加者自身がそれぞれの特技を生かして役割を担う場面もできてきた。毎回平均して 30 名程度の男性が参加しているが、最終回の予定だった第 6 回には、いつも以上に多くの参加者が集まった。参加者に好評であったことから、当初の予定に加え、さらに 2 回の追加開催も決まった。



活動の様子（料理教室）

健康教室は、市、訪問支援員、看護協会の三者が主催しており、仮設住宅の訪問支援員は、当初の企画や参加の呼びかけ、各回の運営において大きな役割を果たした。また、運営には、外部の様々な支援者や、食生活改善推進員等、仮設住宅の入居者もボランティアで関わっている。

参加者の間では自然発生的なつながりが生まれ、自主グループ化も視野に入れて活動が続けている。

仮設住宅の集会所に保育施設を開設（福島県富岡町）

富岡町は、町からの避難住民が入居している郡山市富田仮設住宅内の集会所を活用した「とみたさくら保育施設」を平成 23 年 7 月に開設した。

町の健康福祉課の保育所担当の女性職員は、平成 23 年 3 月から「ビッグパレットふくしま」で避難生活を送っていた当時、避難所内に乳幼児を連れた親子の居場所がない状況を見て、きちんとした保育スペースを確保する必要性を感じていた。結局、避難所では実現できなかったが、新しく建設する仮設住宅に必要なものとして、防災担当課へ保育所設置の要望書を提出していた。そうしたこともあり、平成 23 年 4 月に、仮設住宅設置に向けた庁内の検討委員会が立ち上げられる際、同職員にも声がかかり、委員会のメンバーとして参加した。

仮設住宅の集会所に保育所を設置することについては、「前例がない」、「集会所なので保育施設に向かない」、「集会所は地域住民が使うもので保育所単独で使用するは無理である」といった理由から、検討委員会の中でもかなり抵抗があった。町の保育担当部署は、集会所としての機能は残し、集会所を保育所が単独では使用しないこと、小さな子どもが遊び、生活する施設とするために必要な修繕や設備は町が行うことなど、集会所と保育所を「共存」させるという提案を行い、理解を得た。

集会所は、7 時半から 18 時までの間を保育所として利用し、それ以外の時間帯は集会所として利用できる。平成 25 年 2 月時点で、11 名（定員 20 名）が利用している。広域避難者を受入れる周辺の自治体では、避難者が保育所への入所を希望した場合の対応はまちまちであり、町の保育所が設置されたことで、子どもを預けたい家庭のニーズに応えることができた。



仮設住宅集会所の外観（上）と
集会所内の保育施設（下）

5 復旧・復興

(1) 復興対策本部の設置

〔 取組指針 〕

- 復旧・復興対策に係る意思決定の場における男女共同参画を推進するため、復興対策本部に女性の職員を配置すること。
- 復興対策本部の構成員として、女性が就くことの多い行政保健師の代表や保育所長、男女共同参画担当の長等を指定することも考えられる。
- 復興対策本部の事務局を担う担当部局の職員に女性職員を配置すること。
- 復興対策本部の業務の遂行に際して男女共同参画の視点を反映することを可能にするため、男女共同参画の視点からの災害対応について、復興対策本部の構成員及び事務局を担う担当部局の職員に対する研修等を実施すること。

〔 解説 〕

復興対策本部の設置に当たっては、「1 (1) 職員の体制と研修」の防災担当部局の担当職員と同様の考え方から、管理職を含む女性の職員の配置が必要です。復興に男女共同参画の視点を反映させるためにも、復興対策本部及びその事務局における男女共同参画は重要です。

復興対策本部の構成員は、地方公共団体の部長級以上が多くなっていますが、部長級以上の女性職員が少ない場合が多いため、行政保健師の代表や保育所長、男女共同参画担当の長等を指定するなどにより、女性が構成員となるような工夫が考えられます。

また、やむを得ず女性を配置できない場合は、男女共同参画に関する研修を受講した職員を配置することも考えられます。

(2) 復興計画の作成

〔取組指針〕

- 復旧・復興の基本方向を定める復興計画の作成に際し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映すること。
- 復興計画を作成するに当たり、有識者等による委員会を設置する際は、都道府県の審議会等委員に占める女性の割合を平成27年までに30%とする国の第3次男女共同参画基本計画の成果目標も参考として、女性委員の割合を3割以上とすること。
- 復興計画作成に当たっての委員会において女性委員の割合を高めるためには、男女共同参画センターや男女共同参画に関する活動を行っている民間団体等から委員を登用したり、日頃から男女共同参画に取り組んでいる女性についてこれらの団体に推薦を求めるなどの工夫が考えられる。また、女性が就くことの多い保健師、助産師、看護師、保育士等といった災害対応に深く関わる専門的職業に従事する女性を登用すること、住民代表として、各地区から女性を推薦するよう要請することなども考えられる。
- 特に、農林水産業については、現場での女性従事者の比率に比較して、これらの業界団体の役員等に女性が就任していることが非常に少ないことから、復興計画策定に当たっての委員会の委員への就任を要請することが望ましい。
- 復興計画に男女共同参画の視点を反映させるため、住民参画によるワークショップや意見交換会等を実施したり、個人単位のアンケート調査を実施するなど、女性の意見を把握するよう努めること。必要に応じて、女性が意見を出しやすいよう、女性だけの話し合いの場を設けること。

〔解説〕

災害からの復旧・復興を進めていく過程においても、男女共同参画の視点が重要です。復興計画の策定に当たって、地方公共団体において検討会や委員会を設置する際には、その委員に女性を登用することが必要です。国の第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）は、都道府県の審議会等委員に占める女性の割合を「平成27年までに30%」とすることを成果目標としています。

しかし、東日本大震災の特定被災地方公共団体において、復興計画の策定に向

けた委員会等における女性委員の割合は平均14.5%にとどまり、75の会議のうち、8会議では女性委員が一人もいませんでした⁷。

女性の委員の割合が少ない場合は、地方防災会議の例を参考に、委員への女性の参画を促進することが必要です。（「1（2）地方防災会議」参照）

また、復興計画策定のための委員会の委員は、地方防災会議のように職指定がないため、地方公共団体が柔軟に対応できます。例えば、関係団体等に対して委員の推薦を求める際に女性委員の積極的な推薦について配慮を求めたり、女性が活躍する民間団体や専門職団体から委員を任命したり、男女共同参画の視点を有する有識者を任命したりすることなどが考えられます。

防災基本計画では、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、住民の意向を反映しつつ、地方公共団体が主体となって復旧・復興を計画的に行うこととされています（第2編地震災害対策編 第3章災害復旧・復興 第1節地域の復旧・復興の基本方向の決定）。

復興計画について、性別・年齢に関わらず多様な主体の意見を聴取し、計画の内容に反映させるためには、ワークショップ、意見交換会、公聴会、パブリックコメント、個人単位でのアンケート調査等で男女別にニーズをきめ細かに把握するよう努めることが必要です。出席している他の男性に遠慮して、女性が意見を出しにくいこともあることから、女性だけを対象としたワークショップ等を開催して、女性の意見を聴く工夫も考えられます。

⁷ 内閣府「東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査」（平成25年）による。

復興計画策定に当たっての委員会に女性を積極登用（岩手県釜石市）

釜石市は、平成 23 年 12 月に、32 年までの 10 年計画として、「釜石市復興まちづくり基本計画」を策定した。計画策定にあたっては、同年 5 月から「復興まちづくり委員会」を立ち上げ、議論を重ねた。委員会の女性委員は 45 名中 8 名（17.8%）であった。

委員の委嘱に当たっては、様々な分野からバランスよく選定することを考え、関係団体に委員推薦を依頼するとともに、一般公募も行った。市の男女共同参画推進プランの目標である「審議会等における女性委員の比率を平成 25 年度までに 40%とする」の達成をめざし、団体への依頼においては、PTA や社会福祉協議会、母子保健推進員等の女性が主体的に活動している団体では、できるだけ女性を推薦いただくようお願いした。

女性委員から提案されて復興計画に盛り込まれた意見としては、「子育て環境づくりの充実」、「食、グリーン・ツーリズムなどでの体験活動での女性の活動の支援」、「女性の就業機会の確保」、「母子（父子）家庭対策」、「災害ニーズに応じた女性の活動支援」等の項目がある。

市では、「男性は働いて、女性は家を守る」という意識が長らく強い土地柄であったため、意識的に女性の委員を任命したり、施策の中に「男女共同参画」という文言を明確に入れたりなど様々な工夫を行ってきた。こうした積み重ねと、東日本大震災を契機に、住民の誰もが「自分ができることは何か」という気持ちを持つようになってきたことにより、震災後、様々な場面で女性が積極的に活躍するように風向きが変わってきている。

例えば、復興まちづくり委員会終了後に設置された「総合振興委員会」には、公募枠に市では初めて女性からの応募があり、うち 2 名が任命された。また、教育、高齢者福祉ボランティア、グリーン・ツーリズム関連団体や男女共同参画推進の活動を行う市民団体の長などによる女性の自主的な勉強会が結成されるなど、震災後、女性たち自らによる政策・方針決定過程へ参画する新しい動きがみられ、今後更に女性の参画が進むことが期待される。

(3) 復興まちづくり (防災まちづくり)

〔 取組指針 〕

- 集団移転、区画整理等を検討するまちづくり協議会では、男女共同参画の視点を反映した復興まちづくりを行うこと。
- まちづくり協議会には、会長や副会長等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画するようにし、会長ないし副会長を女性が担うなど、意思決定の場での女性の参画を促進すること。
- 住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備すること。また、女性だけでなく、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえ、保育所や認定こども園の整備等、多様なライフスタイルの人が、当該地域で生活ができるような視点も組み込んで、復興まちづくりを進めること。

〔 解説 〕

復興まちづくりとは、「復興に当たり、住民との合意形成が重要となる集団移転や区画整理、再開発事業等のまちづくり」を指します。復興まちづくりは、住民参加により進めていくことが重要となります。

その際、地域住民の意見の集約や調整、合意形成が不可欠となりますが、こうした「まちづくり」に関わる意見集約の場には、地域によっては各世帯の世帯主が参加することが慣習となっているなどにより、女性の参加が少ない傾向にあるため、地方公共団体は、女性の意見を引き出すよう地域の関係団体等に働きかけるなどの工夫が考えられます。

実際に、女性だけで話し合う会合を開催した地域では、日頃は意見を出すことの少ない女性同士が積極的に意見交換を行い、地域の実情やコミュニティの状況をふまえた提案や、子育てや介護の視点に立った提案が出されたという事例がみられます。女性が中心となって、まちの復興に向けて実践的な活動に取り組んだ事例もあります。

住民の意見をまちづくり計画等に反映し、既存のコミュニティを継承しつつ新しい生活の場を再建するため、住民同士の活発な議論や検討を促したり、意見を集約する方法として、「まちづくり協議会」を設置することも有効とされています。生活者の視点を取り入れるため、まちづくり協議会の役員に女性が参画すること

が必要です。まちづくり協議会の代表もしくは副代表等に女性を任命することなどについて、地方公共団体から「まちづくり協議会」の運営主体に働きかけることも考えられます。

取組事例

防災集団移転・災害公営住宅入居等運営会議への女性の参画（宮城県石巻市）

石巻市では、男女共同参画基本計画（第2次）において審議会・委員会等への女性委員の登用率について目標値を平成28年度までに40%と置き、国の男女共同参画基本計画の成果目標よりも高く掲げている。しかし、平成24年4月1日の女性委員の登用率は23.8%であり、防災関係の会議ではさらに低い割合にとどまるなど、この引き上げが課題となっていた。

そのような中、平成24年10月に、防災集団移転及び災害公営住宅の入居方法等に関する事項について、公平かつ公正な方法を検討するための「石巻市防災集団移転・災害公営住宅入居等運営検討会議」が設置された。同会議は女性委員が14名中9名（64.3%）と高い割合になっている。

これは、市長の指示によるところが大きい。市長自ら、委員会等への女性の登用の重要性を感じて、同会議の担当課に対して、女性委員が登用されるよう働きかけることを直接に指示した。検討会議は、市民、団体等の意見・要望等を反映させるための会議であり、学識経験者の他、福祉関係団体、仮設住宅代表、民生委員・児童委員等も委員として参画が予定されていた。そこで担当課は、平成24年10月に各代表に委員推薦依頼する際に、女性の委員への積極的な登用について配慮するよう明記した。この結果、9名が女性となった。

平成24年11月から平成25年3月までの任期として、検討会議において、防災集団移転の住宅団地の割り当てや、災害公営住宅の優先入居や募集方法・入居者選定方法等について、検討を行ってきた。

防災集団高台移転に際し女性だけのワークショップを実施（宮城県石巻市）

石巻市北上町十三浜地区は沿岸部に位置し、ワカメ、コンブ、ホタテ等の養殖漁業が盛んな集落である。東日本大震災後、安全な高台への集団移転を石巻市に要望し、住民の合意形成に向けた話し合いが始められることになった。

平成 23 年 10 月から、石巻市北上総合支所のほか、大学教授、NPO、日本建築家協会等がボランティアで関わり、住民参加型のワークショップ形式で、意見交換を開始した。この地域では、地域のことは各家庭の家長が集まって決めることが慣習となっており、集団高台移転に向けた住民の合意形成のために始めたワークショップも、通常であれば男性中心で話し合いが行われる可能性が高かった。しかし、石巻市北上総合支所の職員は、新潟県長岡市山古志村の災害復興まちづくりを視察した際に聞いた情報をもとに、早い段階から話し合いの場に女性が参画することの重要性を認識し、同年 11 月に、女性だけが集まって話し合う機会を設けることとした。

女性だけのワークショップでは、非常に活発な意見が飛び交った。男性であれば「家長」という立場を意識して見栄を張ってしまうような場面もあるところ、女性たちは、高台移転についての不安もお金のことなども含めて率直な思いが語られた。また、家族や地域のことをよく知っていることから、「高台に移転した場合、おばあさんが何かあった時に浜からすぐ上ってこられる勾配の道があるか」など、日常の小さな気づきも指摘された。



女性だけのワークショップの様子



ワークショップで作成した高台移転の図面案

(4) 被災者等の生活再建等の支援

〔 取組指針 〕

ア 住まいの確保

- 災害公営住宅を整備するに当たっては、計画・設計の段階において意思決定の場に女性が参画するとともに、事実上、家事や介護を担うことの多い女性から住宅の仕様等についての意見を聴き、これらの意見を踏まえた住宅を建設すること。住宅には、入居者同士の交流等が図れるよう、集会等に利用するための施設を設置することが望ましい。

イ 被災者生活再建支援金の支給

- 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給の際は、配偶者からの暴力の被害者等が、世帯主である配偶者と別居し、住民票を有しないまま居住していた住宅が被災した場合においても、居住の事実が確認できれば同法上の被災世帯に該当することを踏まえ、適切に対応すること。

ウ 生業や就労の回復

- 災害後は、男性に比べて女性の方が雇用の回復に長い時間がかかる傾向にあることから、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策や、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を実施するに当たっては、女性の雇用機会を確保すること。
- 平常時よりも仕事と育児・介護等との両立が困難となることから、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進すること。
- 災害後は、女性の希望する仕事と求人の多い仕事とにミスマッチが生じやすいことを踏まえつつ、個々人のニーズに応じた雇用のマッチング支援や、就労相談を実施すること。
- 自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策を充実する際にも、女性の活動等への支援を行うこと。

エ 生活等への支援

- 生活等への支援に関わる関係者が、業務の遂行に際して、男女共同参画の視点を反映することを可能とするため、男女共同参画の視点からの災害対応に関する研修を実施すること。
- 被災者の自立支援をきめ細かに進めるため、生活支援員等を配置するなどの

支援を行うこと。生活支援員が見守り活動を行う際には、男女両方の支援員が訪問等を行うこと。なお、行政による生活支援には限界があることから、民間支援団体等と積極的に連携を図ること。

- 母子家庭のみならず、父子家庭への支援も必要なことから、ひとり親家庭に対する自立支援策を実施すること。
- 男女共同参画センターは、平常時から行っている相談事業、情報提供事業、広報・啓発事業等に加え、地方公共団体の関係機関や地域の人材・団体との連携等を通じて、男女共同参画の視点からの情報提供や相談対応、男女共同参画に関する課題に取り組むボランティアの活動拠点等の被災者支援を行うことが考えられる。

オ 相談窓口の周知

- 生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知すること。
- 固定的性別役割分担意識等が男性にもたらす重圧や、他人に弱音を吐くことを避ける傾向にある男性の精神面での孤立が課題となってくることから、男性に対する相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法に工夫を行うこと。

〔解説〕

ア 住まいの確保

恒久的な住まいの確保は、復興に当たっての最大の課題となります。災害で住宅に困窮する世帯に対しては、公的事業主体による住宅の確保（災害公営住宅等）を行います。災害後の生活の場として、生活する人の意見を住宅の計画・設計に取り入れていく必要があります。

公的な住宅における共有部分のバリアフリーは進みつつありますが、室内のバリアフリーや、家事や子育て、介護などに適した住宅の設計、配置にも配慮が必要です。災害公営住宅の計画段階において、その立地や設計の仕様などを検討する際に男女両方から十分に意見を聴取すること、入居の可能性がある様々な年代、立場の住民から意見聴取する機会を持つことが考えられます。

また、見知らぬ土地で見知らぬ者同士がともに生活することもあることから、交

流や支援者の活動拠点となるような集会所や集会スペース等の拠点を設けることが望まれます。

イ 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）は、被災世帯の世帯主の申請に基づき、当該世帯主に対して支給するのが原則です。そのため、配偶者からの暴力の被害から逃れるため、別居して生活している女性等には支援金が支給されないという事態が生じています。支援金の関係で配偶者と連絡を取ったり、同居したりしたことで、再び配偶者からの暴力被害に遭うといった事態も考えられます。地方公共団体においては、配偶者からの暴力の被害者等が、自立して生活が出来るように考慮した上で、それぞれの事情に配慮した支援金の支給を行うことが必要です。

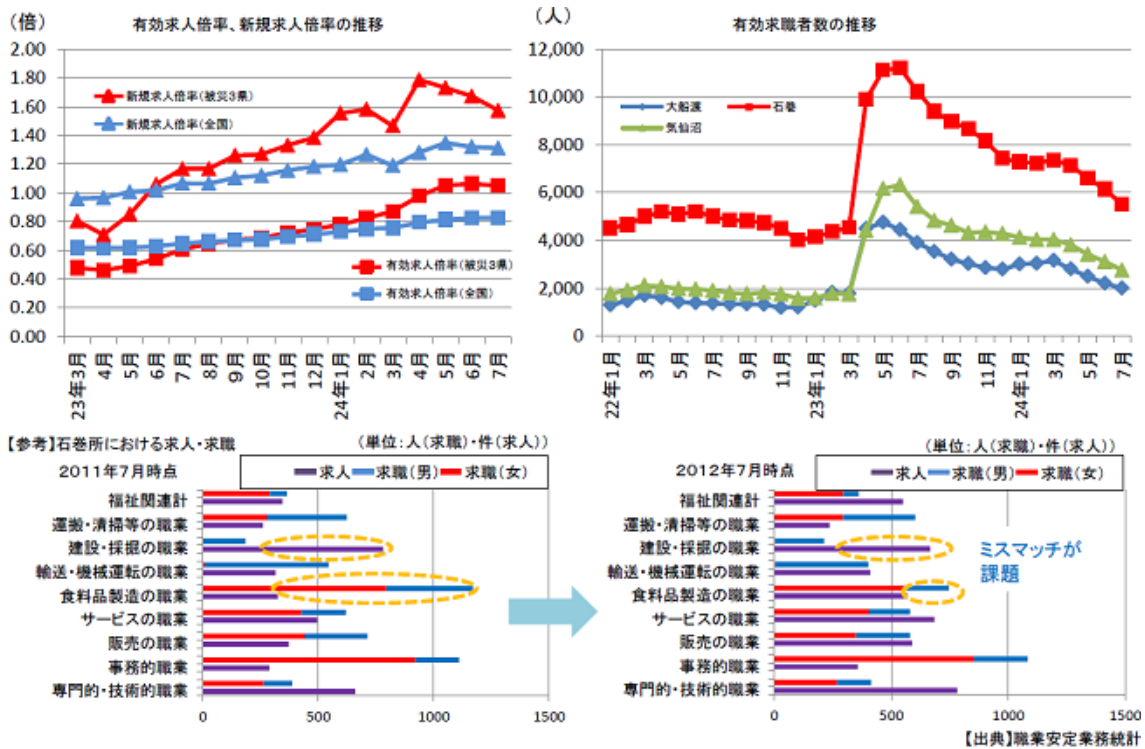
ウ 生業や就労の回復

東日本大震災後、震災の影響により解雇や雇止めなどの問題が生じました。震災から約1年後の状況を男女で比較すると、女性は男性に比べて雇用保険（失業保険）の受給者数が多く、求職者数も高い水準にとどまるなど、より厳しい状況におかれました。子育てや介護のため、面接に行くことすら難しく、思うように就職活動ができないこともあります。また、女性の求職者数が比較的多い食料品製造業の職業では求人倍率が低い一方、建設・採掘の職業等では求人件数が求職者数を上回り、さらに女性の求職者数は極めて少ないなど、雇用のミスマッチが課題となっています。

就職に向けた教育訓練機会の創出や、安定した雇用の確保、地域の産業振興等が必要です。緊急雇用対策事業や復興基金を活用して雇用創出、職業紹介、職業訓練等を実施する際には、女性も利用しやすいような工夫が必要です。

さらに、男女共同参画センターと連携した起業支援やコミュニティビジネスの支援等、多岐にわたる支援も重要です。阪神・淡路大震災の復興過程においては、地域の課題を、地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する「コミュニティビジネス」が注目されました。その担い手の約半分は女性でした。このように、コミュニティビジネスが発展すれば、地域の課題解決に資するだけでなく、地域の雇用機会の拡大にもつながります。

〔参考〕被災3県の雇用の状況



取組事例

緊急雇用を活用した女性の雇用創出（岩手県大槌町）

大槌町では、国の交付金を財源とする緊急雇用創出事業を活用して、東日本大震災以降に仕事を失った被災者などの雇用創出を行った。事業説明会では、緊急雇用創出事業の活用を希望する事業者に対して、事業の趣旨に則り、性別や年齢に偏ることなく採用すること、特に不利になりやすい女性や高齢者、若者などの採用を意識するよう要請した。

平成24年度、大槌町では、委託事業として16の緊急雇用創出事業を実施したが、その中でも特に女性比率が高かったのは、人材派遣会社に委託して実施したヘルパー育成事業（正式名称は「被災休職者等雇用・医療福祉人材育成事業」）で、雇用者数37名のうち、30名が女性であった。この事業は、ヘルパー2級資格取得のための講座受講と介護施設でのOJT（On-the-Job Training）をセットにした半年間の事業で、OJT終了後、介護施設等での雇用に結び付けることを意識して実施した。実際に、事業終了後は、6名が介護施設に就職し、継続的な雇用創出に結び付いた。

取組事例

女性たちによる農村レストランの取組（新潟県長岡市）

平成 16 年の新潟県中越地震から 2 年後、旧山古志村在住の女性 4 人が話し合う中、震災時の支援に対する恩返しとして、この土地でとれる野菜や山菜を生かした郷土料理を作って、復興の過程で村を訪れる人々をもてなしたい、そのために農村レストランを開こうと考えた。

開設資金を確保するため、メンバーが出資金を出し合ったほか、県の復興基金を活用した支援事業の第一号となり、事業費の約 4 分の 3 に当たる 1,500 万円弱の補助を受けた。

県、市、地元の区長など多くの後押しと応援を受け、平成 20 年 12 月、4 人の女性により農村レストラン「多菜田」がオープンした。最初の半年間、メンバーは無給で働き、ある程度資金をためて運営を継続していくことができるようにし

た。その後は、初期費用を完済してメンバーの賃金も払えるようになり、経営は順調である。

繁忙期にはパート等も雇い、多い時には 7～8 人のスタッフが店で働いている。スタッフは、「多菜田」とデザインした文字と、「お母ちゃん達」のイラストが入ったグリーンのエプロンを身に着けて頑張っている。冬はお客さんが少ないが、山の大変な生活の中で休める場所を提供したいという思いで、店を閉めることなく営業している。



取組事例

復興基金を活用したコミュニティビジネスの支援（兵庫県）

兵庫県は、平成 11 年度から、阪神・淡路大震災復興基金を活用して「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を、平成 12 年度から「生きがいしごとサポートセンター事業」等を開始し、新たにコミュニティビジネスを始めようとしている団体等に対する支援事業を実施してきた。これらの事業により支援を受けた団体には、女性が中心となって立ち上げ、その後、地域の課題解決のため活動の幅を広げている団体がある。

◆地域子育て支援センターの開設（子育て支援グループ「スマイル」・宝塚市）

保育ボランティアの有志により子育て支援グループを立ち上げ、利用者の会費・参加費等をもとに、保育ルーム・プレイルームを運営している。子育て中の親がホッと一息つけるリフレッシュ講座や、まちの子育てひろばとして仲間づくりができる「親子くらぶ」「よちよちサークル」を開設。小児科医による相談、歯科衛生士や助産師による指導も行って

いる。また、子どもの一時保育、外部保育等も実施しており、地域の子育て支援の拠点として取り組んでいる。

◆高齢者、障害者地域生活支援事業（福祉ネット星が丘・神戸市）

平成5年、高齢者・障害者向けの昼食・夕食配食サービスを開始。生きる意欲を引き出すケアをモットーに、「小回りの効く環境を最大限生かし、生活丸ごとを支援する」ことを活動方針に据え、その後、介護保険事業、高齢者・障害者共同生活事業、高齢者・障害者の移送サービス等を展開している。また、ふれあいサロン、ボランティア養成講座等を開催し、地域力を高める活動をしているほか、地域の人々とともに炊き出し等の防災訓練を実施している。

エ 生活等への支援

生活の復興には、長い期間がかかります。また、避難所や仮設住宅から出ると、どのような支援を必要としているのか、行政がニーズを把握することが難しくなりがちです。しかし、災害前と同じ場所で同じように生活できるとは限らず、個々のニーズを汲み取りながら、長い目で支援を行うことが重要となります。

復興過程での生活に関する相談や悩み・不安を汲み上げ、解決するための生活支援員を配置することが必要です。生活支援員が個人宅を訪問する際は、被災者と支援者両方の安全を守るため、支援者は男女一組で活動することが必要です。これは、男女それぞれの個別ニーズを汲み取る上でも有効な体制となります。

オ 相談窓口の周知

女性に対する暴力等は、被害者が声をあげにくいなど、被害が潜在化する傾向にあるため、積極的な相談窓口の広報が必要です。ただし、配偶者からの暴力の相談窓口については、暴力をふるう加害者に知られると、安心して相談に行けないことから、周知の方法を工夫します。例えば、コミュニティスペース等で女性だけが集まる機会を活用して、相談窓口の情報を伝えるなどの方法が考えられます。

男性に対する相談窓口についても、同様に、周知方法に工夫を行うことが必要です。

6 広域的避難の支援

〔取組指針〕

- 大規模災害等において被災者が広域的な避難を行う場合、全国避難者情報システムへの登録を呼びかけるとともに、特に、女性は子どもとともに母子で避難することが多いと想定されることから、実態やニーズを把握し、必要な対策を講じること。

〔解説〕

住み慣れた地域を離れて生活することには、様々な困難が伴います。広域避難には、家族全員で避難をするケースだけではなく、仕事や子どもの都合等により、家族が離れ離れになって避難するケースもあります。子どもがいる家族では、母子のみで遠方に避難することで、自宅に残る家族と「二重生活」となったり、見知らぬ場所で母子が孤立することもあります。

こうした事情に配慮して、災害前に住んでいた行政区域を越えて避難した人に対して、まず実態とニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、地方公共団体間の広域連携等、必要な対策をとることが必要です。例えば、避難先で必要となる生活支援として、生活一時金の支給、子どもへの教育・保育の提供、就職支援、広域避難者同士の交流の場等が考えられます。

広域避難先での子育て環境の整備（福島県飯舘村）

飯舘村には、東日本大震災前には、私立保育所が1か所、村立幼稚園（預かり保育を実施）が2か所、学童保育が2か所設置されていた。しかし、平成23年4月22日に飯舘村が計画的避難区域に設定されたため、飯舘村近郊で、子どもの預け先や子育て環境を整備する必要に迫られた。

保育所は、福島県川俣町にあった元農協直売所の店舗を改修して、平成23年5月から運営を開始した。幼稚園は24年4月に、福島県飯野町に仮設園舎が完成した。また、同年8月、仮設幼稚園の隣に2階建てのプレハブが完成し、1階を預かり保育、2階を学童保育として運営を開始した。

震災前、保育所には定員を超える児童が在籍していたが、平成25年1月時点において、保育所、幼稚園、学童保育等に在籍する子どもの数は大きく減少している。小さな子どもがいる家族ほど遠方に避難したことが最大の要因だが、避難先から仮設保育所等が遠いため、避難先や勤務先に近い保育所等に入るケースもある。また、震災により母親が職を失い保育所に入る必要がなくなった世帯も多い。さらに、自主的に仕事をやめて育児に専念する保護者などもある。

一方、避難生活によって、子どもの世話をしていた祖父母と同居できなくなり、保育所や学童保育・預かり保育等が必要になった家庭もある。村では、保育所等は生活支援の一部であり継続することが必要と考えて、震災直後から様々な工夫を重ねて運営を続けている。

村外に避難した村民は、避難先の地方公共団体の学校等に通うことを選択することもあるが、従来からの保護者とのつながりが保てるなど、村の保育所、幼稚園、学童保育等に通うメリットも伝えていきたいと考えている。

男女共同参画センターを活かした広域避難者のつながりづくり（埼玉県）

埼玉県男女共同参画推進センターは、東日本大震災後、さいたまスーパーアリーナに避難してきた避難者に、センター内のシャワー室及び休憩所を提供した。これをきっかけに、避難所閉鎖後も避難者への支援を継続したいとの思いから、センターボランティアと協同し、広域避難者の集いの場を企画した。

運営は、ボランティアによる実行委員会形式で行うこととし、センターのボランティアスタッフが代表になった。平成 23 年 9 月から、月に 2 回定期的に、センターの和室を会場とした交流事業「さいがい・つながりカフェ」を開催している。センターは、この和室の使用料を無償とするほか、職員も 1 名実行委員会に参加し、活動の側面支援や、広報協力を行っている。活動費については、平成 23 年度は、全国女性会館協議会による東日本大震災女性センターネットワーク募金事業の助成を受けることができたが、平成 24 年度は助成金が得られなかったため、寄附により賄っている。



「さいがい・つながりカフェ」の様子

カフェは、その時々でアロママッサージやお茶、化粧など様々な特技を有するボランティアが参加し、広域避難者同士の交流を促進している。平成 25 年 1 月現在、50 歳代以上の女性を中心に毎回約 15～20 人が参加しており、夫婦での参加や、幼児を連れのお母さんの参加もみられる。カフェは、避難者同士の交流のみならず、避難者と支援者、支援者同士の交流の場にもなっている。

参加者からは、「知らない地域に来て知らない人ばかりの中で、カフェのことを知り、ようやく人と話すことができた」、「先行きが見えない不安など積もりに積もっていたものが、カフェの場に来て話すことで気持ちが切り替わり、この後のことが考えられるようになった」といった声も聞かれる。避難生活が長期化するなかで、避難者の方が安心して集う場の必要性を感じている。また、現在では、県内の他の男女共同参画センター等でも避難者交流会が開かれるようになり、それらの横のつながりによる支援者同士の情報交換会も開かれている。

7 各段階における支援者への啓発と支援

〔取組指針〕

- 民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努めること。民間支援団体やボランティア等に伝達が必要と思われる事項の代表的なものとしては、以下が考えられる。
 - ・被災地では基本的に2人以上で行動する。
 - ・被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
 - ・被災者は、支援者が同性でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
 - ・女性に対する暴力等を予防する（防犯ブザーの携帯等）。
- 支援者に対して、男女共同参画の視点からの災害対応に関する研修を実施することが望ましい。特に、避難所や仮設住宅等で女性に対する暴力等の被害者を発見したときの対応を含め、支援者の心ない言動によって被害者が更に傷つくことのないよう、支援者の理解を深めることが望ましい。
- 女性に対する暴力等を始めとして、被災者の深刻な悩みに対応するためには、支援者の知識や相談技術の向上を図ることが不可欠であることから、支援者に対し、より経験のある者による実践指導、具体的なケースへの対応方法の検討等を定期的に行うことが望ましい。

〔解説〕

民間支援団体やボランティア等が被災地に入る際には、女性に対する暴力等の被害を予防するため、どのような状況でも単独行動は避け、2人以上で行動すること、トイレや入浴へ行く際もお互いに声を掛け合うことなどが考えられます。

また、被災した家庭や仮設住宅等を支援者が訪問する際においても、被災者宅への訪問時は必ず2人以上で訪問することとし、男女両方の支援員を配置することが望まれます。さらに、男性の一人暮らし世帯には女性支援員が一人で訪問しない、女性の一人暮らし世帯には女性支援員が訪問するなど、危険に対する予防措置を講じるよう留意することが望まれます。

一方、支援者の不適切な対応により、女性に対する暴力の被害者に更なる被害（二次的被害）を生じさせることのないよう、支援者に対する研修等を事前に行うことが望めます。その際、配偶者暴力防止法に基づく通報や、児童虐待防止法に基づく通告等、関連法令と被害者を発見したときの対応についても周知することが、適切な対応のために必要となります。

さらに、支援者の質の向上のため、支援者がより高い知識や技術を身に付けるため、より経験のある者が経験の浅い者を支援する実践指導（スーパービジョン）や、具体的なケースについて、複数の人が異なる視点から検討することにより、対応方法の深い分析を可能にするケースカンファレンス等の支援者への支援も望めます。

8 男女別統計の整備

〔取組指針〕

- 防災・復興の施策を推進する際に男女共同参画の視点を反映するためには、男女が置かれている状況をデータ等により客観的に把握することが重要であることから、災害発生時は、被災者及び災害対応を行う者に関して、男女別統計の整備に努めること。
- 被災者等に対して行われる意識調査において、一般に世帯主を対象とした世帯単位のアンケート調査では女性の意見を把握することは難しいことから、個人単位など世帯の構成員ごとの意識をきめ細かく把握できるような調査方法や集計方法を可能な限り工夫すること。
- 災害が発生してから急に男女別統計を整備しようとしても、地方公共団体の業務負担能力等から実行は困難なことから、平常時より、男女の置かれた状況を客観的に把握できる統計の在り方について検討を行い、男女別データを可能な限り把握できるようにしておくこと。

〔解説〕

国の第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）では、男女の置かれた状況を客観的に把握するため、調査や統計における男女別等統計の充実が明記されています。

防災や復興に関する各種の施策や事業の中に、男女共同参画の視点を取り込んでいく第一歩は、男女がどのような状況にあるのかを客観的に把握することです。災害による被害の状況や、復興の状況を把握するための男女別のデータとしては、死亡者数や避難者数などの被災者の状況、災害対応を行う者の状況、雇用動向、健康、相談件数等が考えられます。これら関連する各種データを、可能な限り男女別に整備するよう努めることが必要です。

また、世帯を対象として行う意識調査等においては、世帯の構成員ごとの意識をきめ細かく把握することができないため、調査方法や集計方法を工夫することが必要です。

なお、統計情報の男女別データの把握は、平常時より進めておくことが必要です。